

Title	中世イングランドにおける小都市
Sub Title	Small towns in medieval England
Author	酒田, 利夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1998
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.91, No.3 (1998. 10) ,p.539(163)- 550(174)
JaLC DOI	10.14991/001.19981001-0163
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19981001-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世イングランドにおける小都市

酒田 利夫

はじめに

中世イングランド社会経済史に関する最近の研究において、農村における商業化が特に強調され、こうした動向との関連で、従来大・中都市と比較してその研究が遅れてきた小都市に関する関心が高まってきているが、小都市に早くから関心を示してきたのはR. ヒルトン教授であり、多くの研究を発表してきている⁽¹⁾。

本稿は、中世イングランドにおける小都市研究の出発点として、まずこれらヒルトン教授の研究に基づき、その人口、経済、社会、および政治の諸側面を明らかにして、その復元を試みるとともに、教授の所説に若干のこ

メントを加えんとするものである。

I

i ヒルトン教授によれば、中世イングランドにおける都市化は低い水準にあったのであり、1370年代の後半において、人口8千人～1万5千人の大都市は僅かに4都市、5千人～8千人の都市は8都市、そして2千人～5千人の都市も僅か27都市にすぎなかったのである。しかしながら、人口500人～2千人の小都市（バラ borough）は約500を数え、バラたる地位を有さないより多くの市場町（market town）が存在した。さらに、週市の開催される多くの村落市場（village market）が存在したのであり、その存在は経済

(1) 中世イングランド社会経済史に関する最近の注目すべき研究として、さしあたり著書および論文集だけでも以下のものがある。Britnell (1993); Britnell & Campbell (1995); Britnell & Hatcher (1996); Campbell (1991); Campbell et al. (1993); Dyer (1989); (1994); Hallam (1988); McIntosh (1988); Miller (1991); Miller & Hatcher (1995); Poos (1991).尚、酒田 (1997) も参照。また、ヒルトン教授の小都市に関する研究には、以下のものがある。Hilton (1966), chap. 7; (1975), chap. V; (1982a); (1982b/85c); (1982c/85c); (1984); (1985a); (1985b); (1985c).

のかなりの程度の商業化を示しているのである⁽²⁾。
る。

かくして、ヒルトン教授が小都市に関する考察を行うにあたり、対象とするのはミッドランド西部地方（同地方における市場開催地については巻末の付図参照）であり、地域レベルでの考察が以下の理由から最良であるとされる。すなわち、まず第1にイングランド全体にわたる情報が十分に収集されていないこともさることながら、第2に地域差が存するからであり、第3に地域レベルでこそ商業化⁽³⁾がもつ意味を良く評価できるからである。

ミッドランド西部地方のグロウスターシャ、ウォリックシャおよびウースターシャの3州には、1300年までにその殆どがバラである40の小都市たる市場町が存在したが、グロウスターシャのソーンベリ（Thornbury）、ウースターシャのイーヴシャム（Evesham）およびヘイルズオウエン（Halesowen）の3都市（巻末付図参照）が、特に個別事例として取り⁽⁴⁾上げられるのである。

ii まず、小都市の人口規模について、イーヴシャムについては地代帳（rentals）より1200年までに千人を越えていたであろうことが指摘され、上述の箇所においては人口500

人から2千人を小都市とされているが、それ以外の箇所においてはすべてヒルトン教授は、人口千人以下を小都市として考察を加えている。そして、ソーンベリおよびヘイルズオウエンについては1349～50年の黒死病流行以前においては500人を大きく越えることはなかったとし、その下限については500人として⁽⁵⁾いるのである。

次に、こうした小都市人口の補充について、まずイーヴシャムについて人口の増加が13世紀を通じてほぼ確実に続いたことが指摘されると同時に、その増加が主として農村からの移入によることが、1275年および1332年の課税記録（tax returns）に現れる担税者の姓の各々4分の1および2分の1が農村出身を示⁽⁶⁾すものであることから主張されるのである。さらに、こうした農村からの人口移入については、他の2都市についてより詳細な検討が加えられる。すなわち、まずバラたる地位を獲得した2～3年後の1272年から15世紀の末まで、1283～93年の一時期を除いて、ほぼ連続的にバラ裁判所の記録（the borough court records）がマナ裁判所記録（the manor court records）に残存しているという点で史料に恵まれているヘイルズオウエンについて、その大部分は当該都市から半径5マイル以内の、

(2) Hilton (1982c/85c), p. 195.

(3) Hilton (1982c/85c), p. 195.

(4) Hilton (1985a), p. 6. ここで40小都市という数字は、1300年までに市場開設特許状が付与された120箇所のうち、約80箇所が農村市場であったことから得られているが、別の論稿では、当該3州には47のバラと112の村落市場が存在したとしている。Hilton (1982c/85c), pp. 195-6.

(5) Hilton (1982b/85c), pp. 187, 189; (1982c/85c), p. 202; (1984), p. 53; (1985b), p. 175.

(6) Hilton (1982b/85c), p. 189.

主として同マナ内の定住地からの移入であり、バーミンガム等より遠隔の地からの移入は極めて少数にすぎなかったことが指摘される。⁽⁷⁾

この点についてはソーンベリの場合にも同様で、殆どが当該都市から半径5～6マイル以内からの移入であったこと、同時に遠隔地、特にウエールズ地方からの移入もあったことが指摘される。⁽⁸⁾ また、ヘイルズオウエンについては、1272～1350年間における移入者のおそらく4分の3が女性であったこと、そして大量の移入民を迎えて極めて多数の都市住民が下宿屋 (lodging houses) に転じ、下宿人、特に女性の行商人 (hucksters) の保証人となっているとの興味深い指摘がなされている。⁽⁹⁾

さらに、ヘイルズオウエンにおいては、大量の移入民が騒動を引き起こしたことが指摘される。領主代理 (steward) や陪審は、迅速に新来者を追い返したが、かれらは再来したのであり、保証人をみいだして屋台保有者 (stall-holder) として成功し、やがて市民たる地位 (burgess status) を得たであろうとされる。市民権 (liberty) は、都市的土地保有による家屋 (tenements) の取得あるいは屋台の賃借によって獲得しえたのであり、1年から生涯にわたる市民権の一時購入もしえた⁽¹⁰⁾ と指摘される。ソーンベリにおいても、移入

民が騒動の原因となったが、それは移入民の多くを占める当該都市から半径5～6マイル以内からの移入民によったのではなく、より遠距離、特にウエールズ地方からの移入民が引き起こしたのであり、さらに興味深いのは、黒死病流行の前後で問題の性格が変化を示すことである。すなわち、ウエールズ地方からの移入民は賃金労働者であり、主としてかれらをバラに受け入れた宿屋 (innkeepers)、下宿屋あるいは雇用者が告発者として現れたが、黒死病流行以後においてはそうした告発は全く現れず、むしろ奉公人や徒弟の引き抜きが現れるのであり、移入民の洪水よりも労働力不足が問題となっていることが知られるのであり、領主は秋季に都市住民が仕事を求めて都市を離れることを禁止する一連の命令を発している⁽¹¹⁾ である。

iii ヒルトン教授は、13世紀末には、中世イングランドの都市の少なくとも3分の2、おそらく4分の3が小市場中心地であったこと、あるいはバラの約3分の2が領主都市 (seigneurial boroughs) であり、その大部分が小市場町であったと述べているように、小都市には、何よりもまず市場が存在した。⁽¹²⁾ イーヴシャム修道院の年代記 (the Chronicle

(7) Hilton (1982c/85c), p. 199-200.

(8) Hilton (1982c/85c), pp. 202. ソーンベリは、1262年以前にバラたる地位を獲得しながらも1324年までバラ裁判所記録は残されておらず、また欠落も特に1360年以前については多いが、残存する記録は十分かつ詳細で、ヘイルズオウエンとの有用な比較が可能であるとされている。ibid.

(9) Hilton (1982c/85c), p. 200.

(10) Hilton (1982c/85c), p. 200.

(11) Hilton (1982c/85c), p. 203-4.

(12) Hilton (1982b/85c), p. 187; (1985b). p. 180.

of Evesham Abbey) によれば、すでにイーヴ
シャムは1055年に国王から市場開設権を得て
おり、またソーンベリも1086年のドゥムズデ
ィ検地帳において市場を有していた。⁽¹³⁾これら
は極めて早期の例といえるが、小都市は、何
よりも小農家族 (peasant family household)
の余剰生産物が貨幣に換えられ、かれらが塩
や工業製品を購入する場であったと指摘され
るのである。⁽¹⁴⁾

そして、主として飲食料品を扱った小行商
人が、中・小市場町で特に顕著であったこと
が指摘されるが、⁽¹⁵⁾小都市を農村と区別する際
だった特徴は、20~30の非農業職種の存在で
あった。⁽¹⁶⁾まずイーヴシャムの場合、すでにド
ゥムズディ検地帳において、その住民は、通
常の農民 (*villani*) ではなく、イーヴシャム
修道院の奉公人 (*servientes curie*) と記され
る小土地保有者 (*bordarii*) と同修道院に固
定地代を貨幣で支払う人々から成っており、
単なる農村とは異なる状況が窺えるが、その
1世紀後の12世紀末の地代帳によれば、パン
屋、料理師、魚商、葡萄酒商、粉屋といった
食料品職だけでなく、織布工、縮絨工、大工、
鍛冶屋、羊皮紙製造工といった工業職を含む、
少なくとも20の非農業職が示されているとい

⁽¹⁷⁾う。次に、ヘイルズオウエンについては、前
述の良質なバラ裁判所記録から、約35の非農
業職種が知られ、それらは食料品・商業職と
工業職とが半々であったこと、特に後者につ
いてはリンネル工業への一部特化が指摘され
るが、同時に多くの世帯がエール酒を醸造し、
またパン屋や肉屋、あるいは皮鞣工や鍛冶屋
といったリンネル織物業と無関係な世帯が亜
麻を生産し加工する等、兼業が顕著であった
ことが指摘される。⁽¹⁸⁾また、ソーンベリにつ
いては、1324年以降残存するバラ裁判所の記録
から、小繊維工業 (a small textile industry)
の職種を含む20~30の非農業職の存在が示さ
れるが、当該都市人口の指導的部分は肉屋お
よび牧畜業者から成っていたこと、またバラ
裁判所の陪審や役人 (the jurors and officials
of the court) といった都市エリートは主として
穀物商人や麦芽商人であったことが指摘さ
れる。⁽¹⁹⁾

イーヴシャムは、ドゥムズディ検地帳にお
いてはバラとされていないが、1066年の評価
額は3ポンドであったのに対して、1086年
には5ポンド10シリングと評価され、さらにそ
の後続いた発展は、地代帳によって明らか
になるのである。すなわち、前述の12世紀後半

(13) Hilton (1982b/85c), p. 187; (1985b), p. 177.

(14) Hilton (1985b), p. 180.

(15) Hilton (1982c/85c), p. 197.

(16) Hilton (1985b), p. 175.

(17) Hilton (1982b/85c), p. 188.

(18) Hilton (1982b/85c), p. 201.

(19) Hilton (1985b), p. 177. 但し、別の論文では、30~35の職種がみられ、ソーンベリの職業構造および商工業機能がヘイルズオウエンのそれと極めて類似していたが、手工業者の比率がおそらくヘイルズオウエンよりも僅かに高かったであろうと指摘されている。Hilton (1982c/85c), p. 202.

の地代帳によれば、エイヴォン川北側のニュー・バラ (New Borough) およびラインヒル (Rynehill), あるいは同川南側のベンジワース (Bengeworth) とよばれる地域には、12世紀における都市的土地保有に特徴的な12ペンスの貨幣地代を支払うかなりの土地保有者 (tenant or *bordarii*) がみられたのであり、バラとしての都市的發展を十分に窺えるのである⁽²⁰⁾。またイーヴシャム修道院年代記に収められている1206年の地代帳からは、明らかに市場税および屋台料 (tolls and stall rents) として、毎週土曜日にイーヴシャム市場から5シリング3ペンスの収入があったことが示されている⁽²¹⁾。さらに12世紀の同修道院の記録集 (carturaries) には、織物工 (textile craftsmen) の存在が示されているし、1275年の国王裁判所の記録 (proceedings before the royal justices) には、1名の染色工および8名の毛織物販売違反者に関する言及があり、さらに1400年の毛織物検査官の記録 (accounts of the royal ulnagers) には、ウースターの46名について多い36名もの毛織物販売者が現れており、イーヴシャムが毛織物工業の中心地であったことが知られるのである⁽²²⁾。このように多くの小都市は、まず市場中心地に起源を有し、その後バラ、それも多くの場合領主バラ

として、12～13世紀には多様な非農業職種を含む商工業中心地としての発展を示したのである⁽²³⁾。

II

i 前節においては、小都市の人口および経済的側面について述べたので、本節においては政治・社会的側面を併せて検討したい。

まず小都市の統治について、その中心となったのがバラ裁判所 (the borough court) であった。イーヴシャムにおいては、当該領主たるイーヴシャム修道院長によって任命された領主代理の主宰する、ポートムート (portmoot) として知られるバラ裁判所が、マナ裁判所と同様に、年に12～13回開廷され、十人組検査 (view of frankpledge) を体現するリート裁判所 (the court leet) が年に1～2回開廷されたのであり、これはヘイルズオウエンおよびゾーンベリにおいても同様であった⁽²⁴⁾。前者においては、土地、債権・債務・権利侵害、契約に係わる訴訟が処理され、法 (by-laws) が制定され、醸造業者やパン屋等の食料品業者の品質規定 (assize) の違反等が裁かれ、後者においては、暴行、障害などの小刑事裁判がなされたが、両裁判所の領

(20) Hilton (1982b/85c), p. 189.

(21) Hilton (1982b/85c), p. 189.

(22) Hilton (1982b/85c), p. 191.

(23) 但し、こうした市場を起源とする小都市の発展よりも遅れて、工業村落を起源とする小都市の発展という別のタイプがあったことが、その研究の遅れとともに指摘されるが、12～13世紀における小都市の発展は、ここに述べた前者のタイプであった。Hilton (1985b), pp. 175-6.

(24) Hilton (1982b/85c), p. 192; (1982c/85c), p. 199; (1985b), p. 177.

域区分は必ずしも明確ではなかった。⁽²⁵⁾ 小都市の日常的な行政は、ベイリフによって担われていた。イーヴシャムにおいては、2名のベイリフが都市住民によって選出されていたが、おそらく St. Laurence 教区および All Saints 教区の両教区が、都市行政上の市区⁽²⁶⁾ (wards) とされていたようである。

一部の領主バラにおいては、バラ裁判所の陪審や役人を務めた都市エリートは、一種の影の政府 (a sort of shadow government) というべきギルドないしフラタニティ (gild or fraternity) に結集した。ストラットフォード・アポン・エイヴォン (Stratford-upon-Avon) の聖十字ギルド (the Holy Gross Gild) が、そうしたギルドの代表的なものであるが、イーヴシャムにおいても、16世紀に聖三位ギルド (Holy Trinity Gild) の土地に言及された史料があり、その存在を窺える。⁽²⁷⁾ 前述のように、ソーンベリの都市エリートは、主として穀物商人や麦芽商人であったが、かれらは同市に存在した小工業には殆ど関係していなかったことが注目される。⁽²⁸⁾

ii 前述のように、小都市の殆どは、市場町であるとともに、領主バラであった。ヒルトン教授が研究の対象とするミッドランド西

部地方においても、90パーセント近くのバラが領主バラであり、その殆どが小市場町であったと指摘されている。⁽²⁹⁾

イーヴシャムは、1086年のドウムズディ検地帳においても、12世紀後半のイーヴシャム修道院の記録集においてもバラという記載はないが、前述のように同時期の地代帳からは都市的土地保有に特徴的な12ペンスの固定貨幣地代支払者がかなり存在することが知られるのであり、イーヴシャム修道院のバラとしてかなり古くから発展していたと思われる。⁽³⁰⁾ ヘイルズオウエンも、イーヴシャムと同様、ミッドランド西部地方に15存在した修道院バラ (monastic boroughs) の一つで、1270年頃にプレモントレ修道会のヘイルズオウエン修道院長 (the Premonstratensian abbot of Halesowen) によって建設され、ヘリフォード市の特権 (the customs of the city of Hereford) が与えられている。⁽³¹⁾ これに対して、ソーンベリは世俗領主のバラであり、13世紀後半、おそらく1243~62年間に、グロウスター伯リチャード・オヴ・クレア (Richard of Clare, Earl of Gloucester) が、当地に来るべき者に対して、都市的土地保有による屋敷 (burgage tenements) と同様のバラたるテュークスベリの特権 (the privileges of Tewkesbury) を

(25) Hilton (1982c/85c), p. 199.

(26) Hilton (1982b/85c), p. 192.

(27) Hilton (1982b/85c), p. 192; (1985b), p. 177.

(28) Hilton (1985b), p. 177.

(29) Hilton (1982b/85c), p. 187.

(30) Hilton (1982b/85c), pp. 187-8. さらに1295年および1337年には議会に代表を送っており、その後の都市的發展を十分窺うことができる。ibid., p. 188.

(31) Hilton (1982c/85c), p. 199.

付与する宣言を行っている。⁽³²⁾

これら聖俗都市領主は、軍備および国際的商業によってもたらされる奢侈品に対する支払のために増大する貨幣の必要を満たすべく、特に市場税およびバラ裁判所収入を必要としたのであるが、どの程度これらの小都市を支配・統制しえたのであろうか。⁽³³⁾

この点についてヒルトン教授は、まずイーヴシャムについては、ポートルムート（バラ裁判所）の記録が欠如しており述べる事は困難としながらも、1369年の土地賃貸リスト（the list of leases）等より、イーヴシャム修道院長および修道会（the abbot and convent）が、農村と同様にバラの土地市場をよく統制しえていたようであり、中世後期においても封建制度が十分生きていたとするのであり、また領主権も十分保持されていたとする。すなわち、1362年にある住民が修道院の施物係（almoner）による2台のパン焼竈の独占を犯すようなパン焼竈（baking oven）を設置した際、修道院長はこれを破壊させ、また1389年には数名の住民の有する麦芽製造のための碾臼（quers）を没収し、ほぼ同時期に自らの麦芽用水車（malt mill）を再建しているの⁽³⁴⁾である。

こうした都市領主による統制の強さはヘイ

ルズオウエンにおいてもみられるのであり、バラ裁判所における罰則として同マナにおける労働が課されたり（特に1320年代にそうした賦課が増加）、婚姻税（marriage fines）が徴収されたのである。その結果、ヘイルズオウエン修道院長および修道会（the abbot and the canons）とバラ住民（the borough community）との間に険悪な関係が生じたのであり、修道院長および修道会に対する悪口雑言や名誉棄損による都市住民の提訴が1274年を始めとしてしばしば裁判所記録に現れるのである⁽³⁵⁾。しかしながら、そうした軋轢を示す記録は14世紀半までには殆どみられなくなるのであり、領主とバラの間に一定の距離が形成されたようである。⁽³⁶⁾

ソーンベリにおいては、ヘイルズオウエンでみられたようなバラ領主に対する住民の敵意は、1349～50年の黒死病流行以前のバラ裁判所記録からは殆ど窺えないが、むしろ黒死病流行以後にみられはじめる。すなわち、原告（suitors）が役人選出のための出廷を拒否したり、ベイリフと議論することを拒否したり、ベイリフの命令に従わないという事例や、陪審が告発を拒否したり、告発自体を裁判所記録から削除さえしたり、陪審自身が原告から侮辱されるという事例や、さらには領主が

(32) Hilton (1985b), p. 177.

(33) Hilton (1982c/85c), p. 196; (1985b), pp. 182-3. ヒルトン教授は、小都市の家屋および屋台の地代についてはさして重要ではなかったとするが、農村の領民が小都市の市場において地代等支払のための貨幣を入手しえたことの重要性を指摘する。Hilton (1985b), *ibid.*

(34) Hilton (1982b/85c), p. 192.

(35) Hilton (1982c/85c), pp. 201-2.

(36) Hilton (1982c/85c), p. 202.

「おいぼれ馬」(skate) と侮辱されるという事例がバラ裁判所記録に現れるのである。⁽³⁷⁾そして、そうした住民の一般的不満は、醸造業者 (brewers) および醸造酒販売業者 (tappers) の規制とも関連していたようである。すなわち、エールの販売は、13世紀前半よりいわゆるエール検査法 (Assize of Ale) によりマナ役人ないし都市役人たるエール検査官 (ale-tasters) によって品質がチェックされた後に、エール販売のサイン (ale-stake) を掲げた醸造業者 (brewer or brewstress) の家の外で公認の秤桁 (sealed and licensed measures of a gallon or half a gallon) で販売すべきとされていたが、1369年のバラ裁判所記録によれば、ソーンベリのすべての醸造業者が、エール検査官による検査の前に醸造された最良のエールの3分の1を貯蔵し、それを家の外では販売せずに、居酒屋 (tavern) たるその家にしばしばやって来る人々にのみ供している事実が、領主の理解を得るべく示されており、他方1370年の同記録には、2名の居酒屋 (taverners) が騒動の防止のためにかれらの家ないし宿屋 (hostelries) における営業を⁽³⁸⁾禁止されているのである。また、ある女性醸造酒販売業者が、宿屋を経営し、不適當な時間たる夜間に聖職者や一般の人々をもてなしていたと非難され、事実彼女は売春宿を営んでいただけでなく、盗人をもてなしていたためにバラからの追放処分をうけるが、彼

女はすぐにまたバラに戻ってくるのであり、この事実は、都市共同体から彼女が拒否されているのではなく、都市共同体に対する領主の規制には限界があったことを示している、とヒルトン教授は指摘するのである。⁽³⁹⁾

結びにかえて

かくして、ヒルトン教授によれば、以上にみたミッドランド西部地方の事例は、商業化の進展によって与えられた経済的機会を如何にうまく掴んだかをよく示しているという。すなわち、その理由を簡潔に示すならば、まず重要なことは支配的な小農社会 (predominantly peasant society) において小農に余剰があったということであり、貧しい賃金労働者から富裕な聖職者にいたるまで、自らの必需品を自給できない人々の数が増加しつつあったということである。そして、支配層は、軍備および国際商業のもたらす奢侈品に対する支払いのために貨幣をますます必要としたのであり、小農層にはそうした支配層の要求する地代、裁判手数料や罰金および税の支払いのために貨幣入手の必要が増大したのである。かくして、小都市の市場を中心とする市場取引が必要となるのであるが、そのブームは、13世紀初めまでは、ファージング銅貨 (farthings) といった小額貨幣の鑄造量の膨大な増加や考古学的な発掘量の増加に反映さ

(37) Hilton (1982c/85c), p. 203.

(38) Hilton (1982c/85c), pp. 203-4.

(39) Hilton (1982c/85c), p. 204.

れているのである。⁽⁴⁰⁾領主は、まずは既存の非
公的市場の公認たる市場開設権を獲得し、さ
らに市場の奨励にとどまらず居住商工業者の
団体の成長をも奨励するバラの建設を行うこ
とによって、こうした商業化を領主経済に取り
込んだのであり、こうした意味で小都市は、
封建社会のなかで発展し、これを支えたと、
ヒルトン教授は主張するの⁽⁴¹⁾のである。

これに対してキーン博士は、すでに別稿に
おいて紹介したように、そうした商業化の近
代的性格を指摘するのであり、中世において
すでにロンドンが近代的首都機能を確立して
いたと主張されるのである。但し、この点に
おいては、ヒルトン教授の主張が、主として
諸修道院の大諸領が優位を占めたミッドラン
ド西部地方の研究に基づくものであり、他方

キーン博士の主張が、先進的なロンドンの後
背地のそれに基づくものであるという、まさ
に地域差が留意されるべきであらう。⁽⁴²⁾

(1998年7月17日成稿)

[付記] 本稿は、1998年5月15日に福岡メ
ルパルクで開催された第14回「イギリス都
市・農村共同体研究会」における報告に加筆
したものであり、その際貴重なコメントを頂
いた会員の方々に記して厚くお礼申し上げる。
また本稿は、慶應義塾大学経済学部研究教育
資金研究助成による共同研究「経済史におけ
る都市盛衰の比較研究」における筆者の分担
研究成果の一部である。

(経済学部教授)

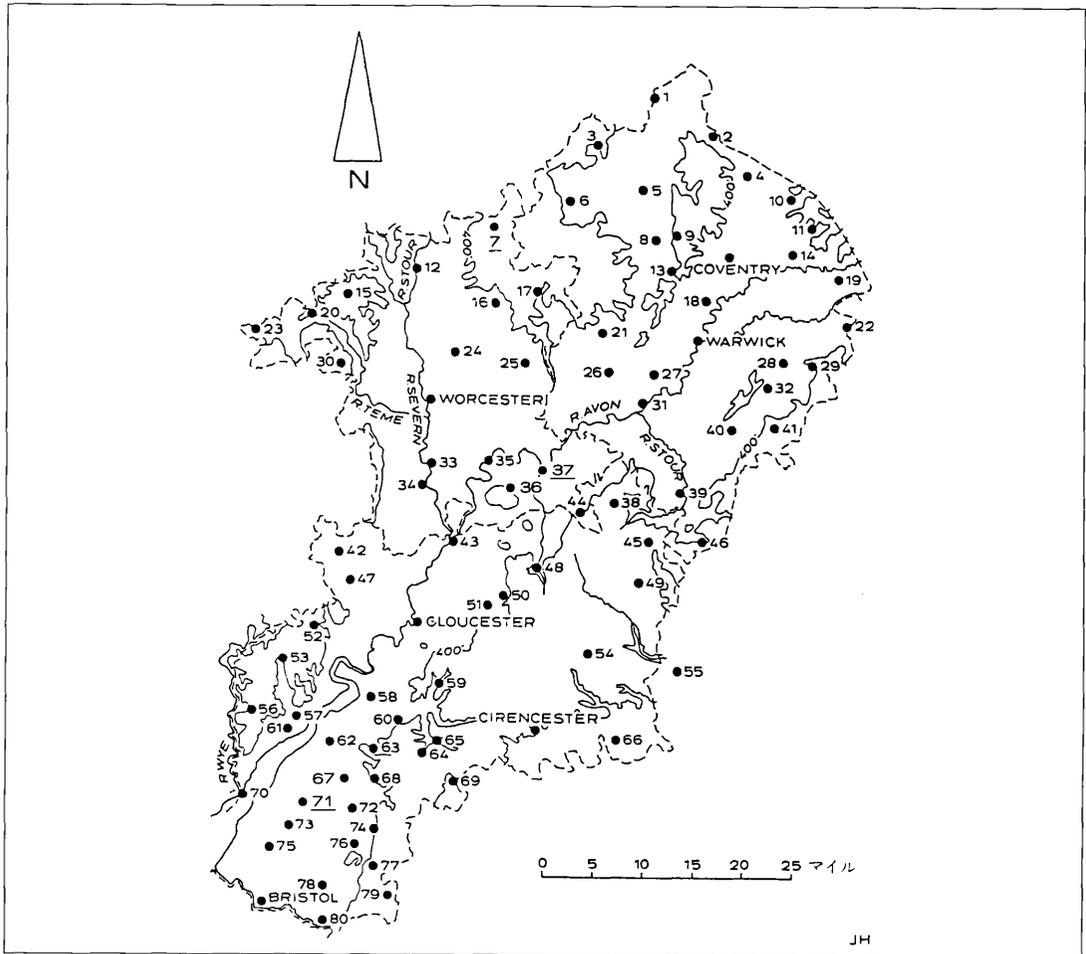
(40) Hilton (1982c/85c), p. 196.

(41) Hilton (1982c/85c), pp. 196-7; (1992).

(42) Keene (1989); (1990); (1995); 酒田 (1997) ; (1998) ; Hilton (1983), p. 25.

(43) Hilton (1996), pp. 172-3 より.

(43)
 付図 14世紀初頭ミッドランド西部地方における市場開催地



- | | | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 Tamworth | 21 Henley-in-Arden | 41 Burton Dasset | 61 Alvington |
| 2 Atherstone | 22 Willoughby | 42 Dymock | 62 Berkeley |
| 3 Sutton Coldfield | 23 Tenbury | 43 Tewkesbury | 63 Dursley |
| 4 Nuneaton | 24 Droitwich | 44 Broadway | 64 Horsley |
| 5 Coleshill | 25 Feckenham | 45 Moreton-in-Marsh | 65 Minchinhampton |
| 6 Birmingham | 26 Aston Cantlow | 46 Long Compton | 66 Fairford |
| 7 <u>Halesowen</u> | 27 Snitterfield | 47 Newent | 67 Tortworth |
| 8 Hampton-in-Arden | 28 Southam | 48 Winchcombe | 68 Wotton-under-Edge |
| 9 Meriden | 29 Napton-on-the-Hill | 49 Stow-on-the-Wold | 69 Tetbury |
| 10 Wolvey | 30 Clifton-on-Teme | 50 Prestbury | 70 Beachley |
| 11 Monks Kirby | 31 Stratford-on-Avon | 51 Cheltenham | 71 <u>Thornbury</u> |
| 12 Kidderminster | 32 Bishops Itchington | 52 Mitcheldean | 72 Wickwar |
| 13 Balsall | 33 Severn Stoke | 53 Coleford | 73 Tockingham |
| 14 Brinklow | 34 Hanley Castle | 54 Northleach | 74 Hawkesbury |
| 15 Rock | 35 Pershore | 55 Burford | 75 Almondsbury |
| 16 Bromsgrove | 36 Elmley Castle | 56 St Briavels | 76 Chipping Sodbury |
| 17 Alvechurch | 37 <u>Evesham</u> | 57 Lydney | 77 Tormarton |
| 18 Kenilworth | 38 Chipping Campden | 58 Frampton-on-Severn | 78 Pucklechurch |
| 19 Rugby | 39 Shipston-on-Stour | 59 Painswick | 79 Marshfield |
| 20 Lindridge | 40 Kineton | 60 Kings Stanley | 80 Bitton |

文献目録

- Britnell, R.(1993). *The Commercialization of English Society 1000-1500* (Cambridge).
- Britnell, R.H. and Campbell, B.M.S., eds. (1995). *A Commercialising Economy : England 1086 to c. 1300* (Manchester).
- Britnell, R. & Hatcher, J., eds. (1996). *Progress and Problems in Medieval England* (Cambridge).
- Campbell, B.M.S., ed. (1991). *Before the Black Death : Studies in the 'Crisis' of the Early Fourteenth Century* (Manchester).
- Campbell, B.M.S., Galloway, J.A., Keene, D. and Murphy, M., eds (1993). *A Medieval Capital and its Grain Supply : Agrarian Production and Distribution in the London Region circa 1300* (London and Cheltenham).
- Duvosquel, J. and Thoen, E., eds (1995). *Peasants & Townsmen in Medieval Europe : Studia in Honorem Adriaan Verhulst* (Gent).
- Dyer, C. (1989). *Standards of Living in the Later Middle Ages : Social Change in England c. 1200-1520* (Cambridge).
-(1994). *Everyday Life in Medieval England* (London).
- Hallam, H. E., ed. (1988). *The Agrarian History of England and Wales, Vol. 2*, (Cambridge).
- Hilton, R. H. (1966). *A Medieval Society : The West Midlands at the End of the Thirteenth Century* (London).
-(1975). *The English Peasantry in the Later Middle Ages : The Ford Lectures for 1973 and Related Studies* (Oxford).
-(1982a). 'Towns in Societies: Medieval England'. *Urban History Yearbook 1982*.
-(1982b/85c). 'The Small Town and Urbanization: Evesham in the Middle Ages', *Midland History*, Vol. VII ; later in Hilton (1985c).
-(1982c/85c). 'Lords, Burgesses and Hucksters', *Past and Present*, No.97 ; later in Hilton (1985c).
-(1983). *The Decline of Serfdom in the Medieval England* (2nd ed., London) 松村平一郎訳『中世イギリス農奴制の衰退』(早稲田大学出版部, 1998年).
-(1984). 'Small Town Society in England before the Black Death', *Past and Present*, No.105.
-(1985a). 'Medieval Market Towns and Simple Commodity Production', *Past and Present*, No.109.
-(1985b). 'Towns in English Feudal Society', Hilton (1985c).
-(1985c). *Class Conflict and the Crisis of Feudalism : Essays in Medieval Social History* (London).
-(1992). *English and French Towns in Feudal Society : A Comparative Study* (Cambridge).
- Keene, D. (1989). 'Medieval London and its Region', *The London Journal*, XIV.
-(1990). 'Shops and Shopping in Medieval London', in *Medieval Art, Architecture and Archaeology in London*, ed. by L.M. Grant (British Archaeological Association).
-(1995). 'Small Towns and The Metropolis: The Experience of Medieval England', in Duvosquel & Thoen (1995).
- McIntosh, M.K. (1988). *Autonomy and Community : the Royal Manor of Havering, 1200-1500* (Cambridge).
- Miller, E., ed. (1991). *Agrarian History of England and Wales, Vol.3*. (Cambridge).
- Miller, E. & Hatcher, J. (1995). *Medieval England : Towns, Commerce and Crafts 1086-1348* (Harlow).
- Poos, L.P. (1991). *A Rural Society after the Black Death : Essex 1350-1525* (Cambridge).
- 酒田利夫 (1997). 「中世イングランドの都市化におけるロンドンと小都市」(『立教経

済学研究』50巻3号).
…………… (1998). 「中世ロンドンの人口と経
済」(『三田学会雑誌』91巻2号).